

ASIAGAP総合規則Ver.2.3に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.3 (パブリックコメント版)			ASIAGAP総合規則Ver.2.3	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
1	P1注記4)	指導員	ガイドラインに関する記述を総合規則に入れることに違和感がある。	ご意見を検討した結果、総合規則での記載はやめ、「ASIAGAP審査プロセスでのICT使用のガイドライン」において、総合規則を補う文書であることを明記する。	—
2	P1注記4)8.9(6)	指導員	「ASIAGAP審査プロセスでのICT使用ガイドライン」が提示されていないため、内容が確認できません。	ご意見について、ガイドラインは総合規則5.2の表に基づき作成するため、パブリックコメントは実施していない。	—
3	3全体	指導員	用語の定義と説明が五十音順になっていないため、非常にわかりにくい印象を受けます。	ご意見について、今後の改定で対応を検討する。	—
4	3(7)サイト	指導員 認証機関	○サイトについて(カッコ)内の表記が統一されていません。3.(7)で定義しているのに、以降()書きは無くても構わないと思います。 ○サイトという概念とその認証業務への影響が分かりづらい。(6)に記載の「農場には、単一のサイトの場合と複数のサイトの場合がある」の単一サイト、複数サイトの事例を出してほしい。個別認証のケースと団体認証のケースに分けて具体的な例を求める。	ご意見を受けて、次のように用語の定義を修正した。 (7) サイト ひとつの管理体制で管理できる単位(審査の単位)。この単位ごとに「農場用 管理点と適合基準」取組む必要がある。農場、共同調整作業所、共同選果場、カントリーエレベーター、荒茶工場をサイトとしてとらえることができる。 複数サイトとは、距離が離れている等により管理体制が複数あることをいう。 また、パブリックコメント版では今までの使用していた用語の流れが分かるように、「サイト(農場・農産物取扱い施設)」と表記していたが、サイトの定義を修正し、サイトの具体例を示しているため単に「サイト」とのみ表記することにする。	3(7)サイト
5	3(13)団体	指導員	「団体の定める方針のもとに複数のサイト(農場・取扱い施設)が集まり、代表者及び団体事務局を有する組織をいう。」 複数の農場を、複数のサイトにしているが、その意図は何でしょう。団体とは経営体の集まりではないのでしょうか。複数のサイトであればマルチサイトの農場が団体となりませんか？	ご意見を受けて、次のように用語の定義を修正した。 (13)団体 団体の定める方針の下に複数のサイトが集まり、代表者及び団体事務局を有する組織をいう。ひとつの経営体が、複数サイトを有する場合、団体事務局を有し、サイトを管理する場合は団体となる。 なお、ご意見にある複数のサイトとしたのは、団体には農場だけでなく、共同調整作業所、共同選果場、カントリーエレベーター、荒茶工場等の農産物取扱い施設も含まれるためである。	3(13)団体
6	5.3.1	認証機関	「認証機関がすべての審査員および認証された組織に改定の情報を共有する期限」ここでいう期限とはどのぐらいの期限を想定しているのか？発行から猶予があるのか？ ISO17065において、審査認証に影響を及ぼす文書等の改定は、遅滞なく組織内と顧客に情報を共有することが要求されているので改めて、総合規則に規定する必要はないと考える。	ご意見について、この規定はGFSI Benchmark Requirement Ver.2020.1 PartII(以下、「BR」という)3.9に基づき、規定を追加しているため必要である。 情報を共有する期限は、発行から1か月を想定している。	5.3.1

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.3 (パブリックコメント版)			ASIAGAP総合規則Ver.2.3	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
7	6.1(2)	会員	文章の意味がわかりづらい。	ご意見を受け、「並行生産は、農産物取扱い工程のみ可能である（栽培工程及び収穫工程においては認めない）。」に修正した。	6.1(2)
8	7.3 付属書4	認証機関	更新審査の実施可能期間は、有効期限から3ヶ月前の期間となっているが、今回の改定内容に従うと、適切な審査サービスを提供できなくなる可能性が高い。 理由として、現在のサービス提供における是正対応、報告書レビューなどの期間を鑑みると、実質受審期間は1か月半程度しかなく、今回抜き打ち審査が追加されることで、より審査時期がひっ迫してしまう可能性があるため。 更新審査の受審期間を、4～6ヶ月の幅に拡大していただくよう、検討していただきたい。	ご意見を受け、検討した結果、更新審査の可能時期を有効期限の5か月前からとする。	7.3 付属書4
9	7.4(3)	認証機関	認証書への記載事項について、「団体の場合」とする部分が散見され、非常に読み取りにくい。（記載事項について重複している部分もある） 認証書への記載事項について、個別認証と団体認証で記載すべき内容を明確にしてください。その上で、付属書3に「団体認証の認証書（雛形）」を掲載してください。	ご意見について、認証書の記載事項の書き分けについて、今後の改定で対応を検討する。 団体認証書のひな型は別途作成する。	—
10	7.4	会員	追加した規定は、不要ではないか。	BR6.32に基づき、サイトに認証書が発行されないことを示している。	—
11	7.4	指導員	「団体を構成する農場（サイト）には」農場＝サイトを敢えて表記する意味は何でしょうか？3（6）で示された内容とも合致しません。	ご意見について、定義と記述を見直したため、修正された（№4参照）。	—
12	8.1(1)g)	認証機関	申込書への記載事項について、個別認証と団体認証の内容が入り混じっており、申込書に記載すべき事項が明瞭ではない。 Ver.2.2の規定に付記する形で作成されているため、ミスリードを誘うので、本項については書き起こしを要望します。	ご意見について、今後の改定で対応を検討する。	—
13	8.2(1)	認証機関	公平性を確保するための審査員のローテーションとはどういうことか？ 審査員をローテーションしないと何に対して公平性がと持てないのか？ 公平性を削除。適切にローテーションすることを提案する。	BR5.12に基づき、必要である。	—

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.3 (パブリックコメント版)			ASIAGAP総合規則Ver.2.3	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
14	8.2(4)(5)	会員 認証機関	<p>○要求事項が分かりづらい。要求事項を項目建てにしているかどうか。</p> <p>○「選択したサンプルをリスク評価に基づき非通知審査にしなければならないが、その数は少なくともすべてのサンプルの20%としなければならない。」</p> <p>・「サンプリングされた構成農場（サイト）について、最初の農場（サイト）審査実施の7日前以降に団体事務局に通知する」</p> <p>・（*注記3「非通知審査のサンプルには、事前に審査対象であることを知らせない。」</p> <p>について、全体的に不整合である。</p> <p>・非通知対象先の選定や、通知時期に関して不整合が生じているので、本来的に要求すべき事項を箇条書きに落としこむ。</p> <p>・「審査が一巡する期間を決定する」にあたり、「リスク評価」の実施を求められているが、どのような観点を「リスク」と捉えるか、ある程度の事例は必要。</p>	ご意見を受け、要求事項を整理し、分かりづらい点は要求を項目建てとした。	8.2(4)(5)
15	8.2(5)a)	認証機関	<p>「必要に応じて」とは具体的にどんな場合か？</p> <p>団体事務局の審査の前に審査を行うことができるのは、サンプリングした施設は対象か？</p> <p>（団体事務局の審査の前に審査した）サンプリングした農場の審査と団体事務局の審査の間は何日間まで間をあけて良いのか？</p>	8.2 (5) b)の末尾に新規、更新時は、事務局審査終了から1か月以内と規定されている。	—
17	8.3 (3)	認証機関	<p>○審査報告書を翻訳する場合の「手順を作成」しなければならない意図、意味がよくわかりません。</p> <p>○認証機関が審査報告書翻訳手順を持つ目的が明確にされていない。</p>	BR5.14の意図を含め、修正した。 「審査員は、審査結果を記録し、審査報告書を作成する。（中略）認証機関は、認証機関は、認証書を翻訳する可能性も含め、審査報告書作成の手順を作成する。」	8.3 (3)
18	8.10	指導員	<p>直近で、8.10 非通知審査 をどの程度実施しているのでしょうか？</p> <p>10%と明示するのは良いですが、実現可能なのでしょうか？</p> <p>そして、その実施結果も、何らかの情報提供（HP公開）が欲しいと思います。</p>	非通知審査の実施状況は、認証機関から日本GAP協会へ報告することになっている。一般にその情報を公開する予定はない。	—
19	8.10	認証機関 審査員	<p>○非通知を拒否された場合の明確な罰則を設けてほしい。ほかの規格の場合には、一時停止にするといったルールが明確になっている。非通知をすることについて単なる名誉ととらえることでは農家も納得いかず、拒否されてしまうこともありえるだろうきちんとしたルールを決めてほしい。</p> <p>○審査時に説明した結果、非通知審査を合意しない受審農家に対してペナルティが発生しますか。非通知審査のメリットが農家に現行では少ないため、否定的に対応されることが多い。同意してもしなくてもASIAGAPを選択した時点で非通知審査の網がかかることを理解されていない。</p>	BRver.2020.1より、非通知審査は実施しなければならない事項に変更されている。ASIAGAPを選択した時点で、非通知審査の対象となる。非通知審査を受けない場合、農場のルール違反となるため、9.3(1)a)に準じて対応をする。	—

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.3 (パブリックコメント版)			ASIAGAP総合規則Ver.2.3	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
20	8.10(1)	認証機関 指導員 審査員	<p>○全認証農場に対して、8年に1回非通知審査を実施する事は、BRの要求事項でないのであれば不要と考えます。10%をCBが農場のリスクを考慮に入れながらサンプリングする(場合によっては頻度を多く/少なくしてサンプリングする)方が、認証スキームとして適切な仕組みと考えます。以下を削除。「年間10%の非通知審査を選定する際、認証された農場・団体を8年に1回は、非通知審査を実施するよう選定する。」</p> <p>○認証している認証農場・認証団体の数が10件未満の場合、定数「1」にはならない。また、年10%では不公平さが生まれる。年間10%は削除し、「認証された農場・団体を8年に1回は、非通知審査を実施する。」とする。</p>	<p>ご意見について、検討した結果、そのままとする。</p> <p>年間10%の非通知審査実施は、BR5.6に基づき新規追加している。BR5.6では、認証機関が非通知審査を少なくとも年間10%または認証された組織について4年ごとに1回実施することを求めている。そのため年間少なくとも10%の非通知審査を実施することを規定した。また、10%の非通知審査対象組織に偏りが生じないように、選定する際に認証された農場・団体を8年に1回は非通知審査するよう示した。</p>	—
21	8.10 (3)	認証機関	<p>○「認証機関は、認証農場・認証団体に対し、非通知審査の実施前48時間以内に通告しなければならない。認証農場・認証団体は、48時間以内に非通知審査を受け入れることができない正当な理由がある場合、非通知審査の実施時期を変更するか、または、通知審査に切り替えることを認証機関に申し出ることができる。」と規定されている。複数の認証農場・認証団体に、非通知審査から通知審査への切り替えを申し出られた場合、認証機関は10%の非通知審査を実施できなくなるが、問題ないか。</p> <p>○非通知審査が行えないケースについて明記されていません。現場が混乱するため、明記する必要があるかと思えます。</p>	<p>ご意見を受けて、次のように修正した。</p> <p>「認証農場・認証団体は、48時間以内に非通知審査を受け入れることができない正当な理由がある場合、非通知審査の実施時期を変更することができる。」</p> <p>具体的な運用については、別途、下位文書にて示す。</p>	8.10 (3)
22	9.1 (2)	指導員	<p>審査報告書の所有権、提供される詳細の決定及びアクセスの許可の権利は、契約を締結した農場・団体に帰属する。「詳細の決定」の意味が分からない。</p>	<p>「詳細の決定」とは、認証までのプロセスで決定される、適合、不適合や指摘事項に関する情報のことなどをいう。</p>	—
23	9.1(2)	認証機関	<p>報告書の所有権および、アクセス権が契約を締結した農場・団体にある・・・ 報告書の所有権は審査認証機関にあるのではないか。ISOの審査においては報告書に注意書きをし、終了ミーティングで確認をしていたが。</p>	<p>BR5.18によると、審査報告書は契約を締結した農場・団体の裁量で提供されることを確保しなければならない。</p>	—
24	11.1.2(2)	審査員	<p>上級審査員の要件は、青果物、穀物、茶の審査をそれぞれ2件以上15件実施しなければいけないのか。分かりづらい。</p>	<p>ご意見を受け、「登録セクターごとに2件以上」と記述を修正した。</p>	11.1.2(2)
25	11.1.3	審査員	<p>GFSI審査員試験制度は1-2年前に導入したものです。一度導入を決めた以上、ある程度は継続しないと制度の意味がありません。制度を1-2年で変更するくらいなら、初めから導入しない方がいいと思います。</p>	<p>GFSIの方針に基づき、GFSIの作成した審査員試験を導入したが、今回のBR2020.1で廃止されたため、規定から外した。</p>	—

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.3 (パブリックコメント版)			ASIAGAP総合規則Ver.2.3	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
26	11.1.3	審査員	<p>○審査員不足の現状を考えると改定の意義は認められるが、3件程度で審査員の資質を見定めるには、立会評価が重要と考えます。日本GAP協会として、立会評価の基準の明確化。</p> <p>○条件が大幅に緩和されているように見えます。変更前の当初の目的（的確な審査を実施できる質の高い審査員の養成等）が担保されません。審査員の質について日数制限の必要性は感じないので、「10日以上」を削除し、「5件以上の審査を審査員または上級審査員が立会評価し、良好と認められた記録の保持」でいかがでしょうか。</p>	ご意見を受け、検討した結果、3件の立会評価とその記録を登録申請の要件とした。また、審査員訓練中の審査となるため、立ち合い評価者が審査責任者となることを明記した。	11.1.3
27	11.1.3(2)	認証機関	<p>「登録申請するセクターの個別認証3件以上(*)の審査を実施」とあるが、BR2020.1 4.3において「GFSI認証の食品安全審査」も対象としているが、本項では適用されていない。</p> <p>GFSI認証であるASIAGAPの審査員になるにあたり、他の認証プログラムを対象にしないことに違和感がある。BRに順じて、GFSI認証の規格についても、付記するべきである。</p>	ASIAGAPでは、他のGFSI承認プログラム審査員が審査員登録する際は、19JGF 第 182 号に基づき対応する。	—
28	11.1.5	審査員	審査員のASIAGAPに関する理解の評価とは、具体的にどういったことをイメージしているのか？	ASIAGAPの基準を理解し、継続的に審査が行えるかについて立ち合い審査等を用いて評価することを想定している。	—
29	12.1.2	指導員 審査員	総合規則の12.1.2に内部監査員の要件が規定されているにもかかわらず、その規定を超える要件を「団体事務局用 管理点と適合基準」で要求することは自己矛盾ではないか。現行の12.1.2で十分と考えるが、追加が必要であれば、総合規則の中で、12.1.2に要件を追加する。	<p>ご意見を受け、総合規則12章に内部監査員の要件を追加した。</p> <p>なお、この規定はBR6.17に基づくものであり、審査員要件と同等、または類似の要件を満たすことを内部監査員に求めており、審査員に必須の審査員研修合格等は求めている。</p> <p>審査員と類似する要件の考え方については、別途、下位文書で示す。</p>	12.1.2
30	13.3.2 (11)	指導員	(11)認証機関は、GFSIの承認範囲に関してASIAGAPを全体として用いなければならない。 下線部分を具体的に説明してほしい。	BR3.14に対応し、ASIAGAPの管理点の一部を抜き出して認証を出してはならない、という意味である。	—
31	13.3.2 (6)	指導員	(6) 認証機関は、認証プロセスに関する職員に関連するISO/IEC17065及びIAF MD4のすべての要求事項を明確に文書化し、かつ自らの職員に対して周知しなければならない。 職員→ 要員	ご意見について検討したが、英文に忠実に記載している。	—
32	13.3.2(6)	認証機関	IAF MD4も文書化して周知とありますが、ICTを利用した審査は予定しておりません。 「ICTを利用した審査は行わない」といった文言の追加で問題はない程度でしょうか。使わない事を、文書化しても意味がありません。	ICTを利用することがある場合に備えて記載することを求めている。	—

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.3（パブリックコメント版）			ASIAGAP総合規則Ver.2.3	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
33	15.2	認証機関	この項目に対してのガイドラインの存在を記載することはできないのか。 本項目に限らず、レター・通知などの補足文書に規則を見てもたどり着けない場合がある。 対策を求めます。 関連項目に補足文書がある旨を記載、注釈をつけていただく。 補足文書のタイトルを実際の事象に即した名前に変更し、見てわかるようにするなど	現在、15章に該当する文書はない。	—

*今回の改定案との関連が薄いと思われるコメントは対応表に掲載していませんが、必要に応じて事務局よりご連絡をする場合がございます。